

議案第 74 号

平成22年度鎌倉市一般会計予算

平成22年度鎌倉市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57,923,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成22年2月17日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 市税		35,220,000 円
	5 市民税	17,847,043
	10 固定資産税	13,130,445
	15 軽自動車税	92,814
	20 市たばこ税	795,745
	25 特別土地保有税	2
	30 都市計画税	3,353,951
10 地方譲与税		340,000
	8 地方揮発油譲与税	90,000
	10 自動車重量譲与税	250,000
15 利子割交付金		130,000
	5 利子割交付金	130,000
16 配当割交付金		60,000
	5 配当割交付金	60,000
17 株式等譲渡所得割交付金		10,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	10,000
19 地方消費税交付金		1,620,000
	5 地方消費税交付金	1,620,000
20 ゴルフ場利用税交付金		31,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	31,000
30 自動車取得税交付金		200,000
	5 自動車取得税交付金	200,000
33 地方特例交付金		355,215
	5 地方特例交付金	355,215

款	項	金 額
35 地方交付税		1,000 円
	5 地方交付税	1,000
40 交通安全対策特別交付金		28,000
	5 交通安全対策特別交付金	28,000
45 分担金及び負担金		526,488
	5 負担金	526,488
50 使用料及び手数料		946,857
	5 使用料	531,727
	10 手数料	389,030
	15 証紙収入	26,100
55 国庫支出金		6,838,783
	5 国庫負担金	4,786,306
	10 国庫補助金	2,000,353
	15 委託金	52,124
60 県支出金		2,783,880
	5 県負担金	1,084,413
	10 県補助金	1,260,570
	15 委託金	438,897
65 財産収入		281,053
	5 財産運用収入	35,391
	10 財産売却収入	245,662
70 寄附金		10,549
	5 寄附金	10,549
75 繰入金		1,626,478
	5 基金繰入金	1,622,278

款	項	金 額
	10 他会計繰入金	4,200 円
80 繰越金		600,000
	5 繰越金	600,000
85 諸収入		1,898,197
	5 延滞金加算金及び過料	28,011
	10 市預金利子	2,600
	15 貸付金元利収入	1,540,090
	25 雑入	327,496
90 市債		4,415,500
	5 市債	4,415,500
歳 入 合 計		57,923,000

歳 出

款	項	金 額
5 議会費		426,059 円
	5 議会費	426,059
10 総務費		6,525,881
	5 総務管理費	5,144,513
	10 徴税費	678,787
	15 戸籍住民基本台帳費	392,467
	20 選挙費	138,169
	25 統計調査費	109,459
	30 監査委員費	62,486
15 民生費		18,609,009
	5 社会福祉費	9,274,630
	10 児童福祉費	7,718,567
	15 生活保護費	1,614,202
	20 災害救助費	1,610
20 衛生費		5,316,138
	5 保健衛生費	1,370,166
	10 清掃費	3,645,014
	15 環境対策費	300,958
25 労働費		175,232
	5 労働諸費	175,232
30 農林水産業費		439,066
	5 農業水産業費	439,066
35 商工費		666,259
	5 商工費	666,259
40 観光費		234,873

款	項	金 額
	5 観光費	234,873 円
45 土木費		9,062,134
	5 土木管理費	1,623,102
	10 道路橋りょう費	752,982
	15 河川費	113,240
	20 都市計画費	6,361,020
	25 住宅費	211,790
50 消防費		3,096,935
	5 消防費	3,096,935
55 教育費		6,936,419
	5 教育総務費	1,349,955
	10 小学校費	1,265,860
	15 中学校費	1,671,711
	20 社会教育費	2,308,193
	25 保健体育費	340,700
60 公債費		5,284,442
	5 公債費	5,284,442
65 諸支出金		1,100,553
	5 土地開発公社費	1,100,553
70 予備費		50,000
	5 予備費	50,000
歳 出 合 計		57,923,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
学 校 給 食 調 理 委 託 事 業 費 (西 鎌 倉 小 学 校 ・ 腰 越 小 学 校 ・ 玉 縄 小 学 校)	平成22年度から 平成25年度まで	基準日における1校当たり1日の推計給食数が401食から500食までは60,000千円、501食から600食までは63,000千円、601食から700食までは69,000千円、701食から800食までは75,000千円を平成23年度から平成25年度までの基本額とし、これに消耗品費として1食当たり10円を推計総給食数に乗じて得た額を加えた額に消費税相当額を加えた額の合計額。

第3表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
漁港整備事業費	千円 76,400	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
都市計画事業費	1,497,400	同 上	同 上	同 上
消防施設整備事業費	247,600	同 上	同 上	同 上
義務教育施設整備事業費	859,700	同 上	同 上	同 上
史跡保存事業費	164,400	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策	1,570,000	同 上	同 上	同 上
合 計	4,415,500			